

安城市違反広告物追放推進団体・推進員募集のご案内

道路の電柱などにはり紙が目立ちますが、これらは違法な広告物です。このような広告物は、街の景観を損ねるだけでなく、青少年などへの悪影響が問題となっています。安城市では、美しく、安全な町並みを維持するため、違反広告物（はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等）の除却に協力していただけるボランティア団体を募集します。

- 活動に参加するには
制度の概要をよく読んでいただき、3人以上の仲間を募って、次の書類をご記入のうえ、安城市役所 維持管理課までご提出ください。
- 申請書類
 - ・ 追放推進団体認定申請書
 - ・ 追放推進員になろうとする者の名簿
 - ・ 除却活動計画書
- ※申請書類は維持管理課にて配布しています。
- 募集期間 随時
 - 活動するために必須の講習会は、個別にご案内します。

『 制 度 の 概 要 』

制度の目的

この制度は、地域の景観を維持し安全なまちにするため、屋外広告物法及び愛知県屋外広告物条例の規定に基づき、道路上の違反広告物（はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等）を市民の皆さんにも身近な場所で除却していただけるよう、市が追放推進団体として認定し、追放活動を行っていただく制度です。

参加を検討する上での資格・注意事項

【資格】

- 安城市に在住又は在勤の18歳以上の方であれば、どなたでも追放推進員になれます。ただし、追放推進員になろうとする方3名以上で構成する追放推進団体として、市の認定を受ける必要があります。また、活動にあたって安全を考慮し、3名以上で活動していただきます。
- 違反広告物追放活動は、一定の要件のもと、相手方に通告することなく路上の違反広告物を除却することができる制度です。従って、除却ができるもの、できないものを明確に判断できる知識を身につけていただくために、必ず講習会を受講していただきます。

【注意事項】

- この制度による活動は、皆さんの自発的な意思によって行われるボランティア活動です。そのため、自己の責任範囲内の活動を第一として、無理のない範囲での活動のご検討をお願いします。
- 無報酬での活動となります。ただし、活動に必要な物品（ヘラ、ゴミ袋など）の貸出しと、活動中の万一の事故等に備え、市においてふれあい保険に加入します。（活動が、法人等の業務の一環とされる場合は保険加入の対象となりません。）
- 除却活動には、原則として市の職員の立会いはありません。

除却活動の流れ

